

掲示文書一覧(市長分)

令和8年1月30日

種別	番号	題名	主管課
規則	5	姫路市契約規則の一部を改正する規則	契約課
公告	36	事業計画のある道路の指定について	建築指導課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 5 号

令和 8 年 1 月 30 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市契約規則の一部を改正する規則

姫路市契約規則（昭和 62 年姫路市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 5 号中「電子署名」の次に「（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 48 号）第 2 条第 2 項第 1 号イに規定する電子署名をいう。以下同じ。）」を、「電子証明書」の次に「（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成 13 年総務省・法務省・経済産業省令第 2 号）第 4 条第 1 号に規定する電子証明書をいう。）」を加える。

第 21 条第 1 項中「見積書」の次に「（見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）」を加え、同項第 4 号中「定める」の次に「工事等（）」を加え、「（以下「工事等」という。）」を「をいう。以下同じ。」に改め、同条第 2 項第 4 号中「ファクシミリ」の次に「又は電子メール」を加える。

第 25 条第 1 項中「電磁的記録（）」を「電磁的記録であって、」に改め、「に限る。以下同じ。」を削る。

第 26 条第 1 項中「電磁的記録」の次に「であって、法第 234 条第 5 項の措置を講じたもの」を加える。

第 27 条中「請書」の次に「（請書に記載すべき内容を記録した電磁的記録であつて、契約の相手方が電子署名を行ったものを含む。以下同じ。）」を加える。

第 30 条第 2 項中「電磁的記録」の次に「であって、法第 234 条第 5 項の措置を講じたもの」を、「一部変更請書」の次に「（一部変更請書に記載すべき内容を記録

した電磁的記録であって、契約の相手方が電子署名を行ったものを含む。）」を加える。

第52条の2第1項中「次の各号の全てに該当する工事」を「第1号に掲げる工事請負又は第2号に掲げる建設関連業務委託」に、「第5項」を「第6項」に、「以下の項から第3項まで」を「次項及び第4項」に改め、「10分の4」の次に「（建設関連業務委託にあっては、10分の3）」を加え、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げる要件の全てを満たす工事請負

ア 保証事業会社の保証があること。

イ 建設業法別表第1上欄に掲げる工事に該当すること。

ウ 契約当初の契約金額（以下「当初契約金額」という。）が1件200万円以上であること。

(2) 次に掲げる要件の全てを満たす建設関連業務委託

ア 保証事業会社の保証があること。

イ 当初契約金額が1件100万円以上であること。

第52条の2第2項及び第12項中「工期」の次に「（建設関連業務委託にあっては、当該業務の履行期間）」を加える。

第52条の3第1項中「あっては」を「あっては、」に、「、第6項第1号、同項第2号、第8項及び第11項中」を「及び第12項中「工期（建設関連業務委託にあっては、当該業務の履行期間）」とあるのは「当該年度における工事実施期間（最終年度以外の年度にあっては各年度末まで）」と、同条第6項第1号及び第2号並びに第8項中」に改める。

第52条の4第1項中「請負人」を「工事請負における請負人」に、「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」を「、労働者災害補償保険料及び保証料」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、前払金額の100分の25を超えない範囲で、前払金を当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に係る支出に充当する場合については、この限りでない。

第52条の4中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 建設関連業務委託における請負人は、前払金を当該業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支出に充当してはならない。

第65条の見出し中「購入代金」を「代金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 労力の供給の代金は、契約の相手方の適法な支払請求を受けた日から、30日以内に支払う。

附則第6項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第12条第5号の改正規定、第52条の3第1項の改正規定（「あっては」を「あっては、」に改める部分に限る。）、第65条の見出しの改正規定及び同条に1項を加える改正規定並びに次項 公布の日

(2) 第21条第1項、同項第4号、同条第2項第4号、第25条第1項、第26条第1項の改正規定及び第30条第2項の改正規定（「電磁的記録に」の次に「であって、法第234条第5項の措置を講じたもの」を加える部分に限る。）並びに附則第3項 令和8年2月24日

(3) 第27条の改正規定、第30条第2項の改正規定（「電磁的記録に」の次に「であって、法第234条第5項の措置を講じたもの」を加える部分を除く。）、第52条の2第1項及び同項各号の改正規定、第52条の3第1項の改正規定（「あっては」を「あっては、」に改める部分を除く。）、第52条の4第1項の改正規定、同項にただし書を加える改正規定、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定及び附則第6項を削る改正規定並びに附則第4項 令和8年4月1日

(経過措置)

2 この規則による改正後の第65条第2項の規定は、前項第1号に掲げる規定の施

行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の第21条第1項及び第2項第4号の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の第27条、第30条第2項（「（一部変更請書に記載すべき内容を記録した電磁的記録であって、契約の相手方が電子署名を行ったものを含む。）」を加える部分に限る。）、第52条の2第1項、第2項及び第12項、第52条の3第1項並びに第52条の4第1項及び第2項の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

姫路市公告第 36 号
令和 8 年 1 月 30 日

姫路市長 清 元 秀 泰

事業計画のある道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により事業計画のある道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第4号	7-02	令和8年 (2026) 1月29日	姫路市町坪字棚田165番1の一部、 170番2の一部、170番4の一部、 170番5の一部、170番6の一部、 171番1の一部及び171番3の一部	m ① 6.00 ～ 7.80 ② 6.00	m ① 24.60 ② 10.43